

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
製造業	株式会社〇〇〇〇〇	(〒 △△△-△△△△ ) 大阪府枚方市〇〇△丁目△-△ (電話番号: △△△-△△△△-△△△△)		10人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 ① (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数 ②	協定の有効期間
10人 (満18歳未満の者)	対象期間 1年間 特定期間なし (令和3年6月1日)	(別紙)	38時間 00分	令和3年6月1日 ~令和4年5月31日
労働時間が最も長い日の労働時間数 ③ (満18歳未満の者)	10時間00分 (時間分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 ④ (満18歳未満の者)	50時間00分 (時間分)	対象期間中の総労働日数 ⑤
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数 ⑥	1週	対象期間中の最も長い連続労働日数 ⑦	6日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	3週	特定期間中の最も長い連続労働日数	0日間	

旧協定の対象期間	時間 分	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

協定の成立年月日 令和3年5月19日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 課長(管理監督者) 氏名 〇〇 〇〇

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( 挙手 ) ⑨

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

令和3年5月21日

北大阪 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役社長 氏名 〇〇 〇〇

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要

コメントの追加 [大井1]: ① 対象期間は1箇月を超え1年以内の期間で定めることができます。必ずしも1年である必要はありません。

コメントの追加 [大井2]: ② 最長40時間となります

コメントの追加 [大井3]: ③ 10時間が限度となります。ただし、隔日勤務のタグシー運転手につきましては、16時間が限度となります。

コメントの追加 [大井4]: ④ 52時間が限度となります。

コメントの追加 [大井5]: ⑤ 対象期間を3箇月を超える期間としている場合は280日が限度となります。

コメントの追加 [大井6]: ⑥ 対象期間を3箇月を超える期間としている場合は、3週が限度となります。

コメントの追加 [大井7]: ⑦ 6日間が限度となります。

コメントの追加 [大井8]: ⑧ 部長、課長、工場長、店長などで管理監督者でない方が労働者代表になる際は、管理監督者でない旨記入しておくこと労働基準監督署からの問い合わせがなくなります。

コメントの追加 [大井9]: ⑨ 記入漏れが多いのでお気を付けてください。

件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

6 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。